

国地契第 106 号  
国官技第 371 号  
国営管第 539 号  
国営計第 121 号  
国港総第 759 号  
国港技第 153 号  
平成 24 年 3 月 30 日

最終改正 令和 4 年 3 月 31 日

国会公契第 64 号  
国官技第 395 号  
国営管第 879 号  
国営計第 225 号  
国港総第 768 号  
国港技第 113 号

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿  
東北 総務部長 殿  
関東地方整備局 企画部長 殿  
北陸 港湾空港部長 殿  
営繕部長 殿

大臣官房

地方課長  
技術調査課長  
官庁営繕部管理課長  
官庁営繕部計画課長

港湾局

総務課長  
技術企画課長

## 東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について

東日本大震災に係る復旧・復興事業の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、被災地域における公共工事（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和 27 年 6 月 12 日法律第 184 号）第 2 条第 1 項に規定される公共工事<sup>注</sup>。以下同じ。）の前金払の特例を設けることについては、別途「土地等の買収代金並びに公共工事の代価の前金払及び中間前金払について（通知）」（平成 24 年 3 月 30 日付け国官会第 3250 号）において財務大臣との協議が成立した旨通知されたところで

あるので、貴部局においても当該通知及び下記のとおり取扱いに従い、適切な制度の運用を図られたい。

注) 工事並びに設計・調査、測量及び機械類の製造をいう。

## 記

### 1. 対象工事等

- (1) 特例の対象となる公共工事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、新たに請負契約を締結したものであって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるものとする。
- (2) (1)に規定する工事には、施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがるもの及び国庫債務負担行為に係るものを含むものとする。

### 2. 工事請負契約書等における取扱い

- (1) 工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）又は「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）によるものをいう。）第35条第1項中「10分の4」を「10分の4.5」に読み替え、同条第6項中「10分の4」を「10分の4.5」に、「10分の6」を「10分の6.5」に読み替え、同条第7項及び第8項中「10分の5」を「10分の5.5」に、「10分の6」を「10分の6.5」に読み替える。

- (2) 「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号）出来高部分払方式 実施要領5 1) 中「10分の4」を「10分の4.5」に読み替える。

同2)                      内第35条第1項中「10分の4」を「10分の4.5」に

読み替え、同条第4項中「10分の2」を「10分の2.5」に読み替え、同条第7項中「10分の4」を「10分の4.5」に読み替え、同条第8項及び第9項中「10分の5」を「10分の5.5」に読み替える。

同別紙-1中「¥400,000,000.-」を「¥450,000,000.-」に、「2割」を「2.5割」に、「40%」を「45%」に読み替える。

同別紙-2中「4割」を「4.5割」に、「¥200,000,000.-」を「¥250,000,000.-」に読み替える。

同別紙-3中「¥400,000,000.-」を「¥450,000,000.-」に、「3 受領済前払金額 ¥200,000,000.-」を「3 受領済前払金額 ¥250,000,000.-」に読み替える。

- (3) 「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領の制定について」（平成21

年 3 月 31 日付け国港総第 960-4 号、国港技第 160-2 号) 施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領(入札説明書記載例) ○支払い条件(1)中「4 割」を「4. 5 割」に読み替える。

- (4) 「出来高部分払方式の実施について」(令和 4 年 3 月 25 日付け国港総第 745 号、国港技第 108 号) 出来高部分払方式実施要領第 3 条中「10 分の 4」を「10 分の 4. 5」に読み替える。

同(工事請負契約書記載例) 内第 35 条第 1 項中「10 分の 4」を「10 分の 4. 5」に読み替え、同条第 4 項中「10 分の 2」を「10 分の 2. 5」に読み替え、同条第 7 項中「10 分の 4」を「10 分の 4. 5」に読み替え、同条第 8 項及び第 9 項中「10 分の 5」を「10 分の 5. 5」に読み替える。

同別紙-1 中「¥400,000,000.-」を「¥450,000,000.-」に、「2 割」を「2. 5 割」に、「40%」を「45%」に読み替える。

同別紙-2 中「4 割」を「4. 5 割」に、「¥200,000,000.-」を「¥250,000,000.-」に読み替える。

同別紙-3 中「¥400,000,000.-」を「¥450,000,000.-」に、「3 受領済前払金額 ¥200,000,000.-」を「3 受領済前払金額 ¥250,000,000.-」に読み替える。

- (5) 低入札価格調査を受けたものとの契約については、本特例の対象外とし、「低入札価格調査制度調査対象工事における前金払の縮減について」(平成 15 年 4 月 15 日付け国地契第 4 号、国官技第 14 号、国営計第 19 号)、「低入札価格調査制度調査対象工事における前金払の縮減について」(平成 15 年 4 月 15 日付け国営管第 17 号、国営計第 21 号)又は「低入札価格調査制度調査対象工事における前払金の縮減について」(平成 15 年 4 月 23 日付け国港管第 87 号、国港建第 26 号)により取り扱われたい。

### 3. 土木設計業務等委託契約書等における取扱い

- (1) 土木設計業務等委託契約書(「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号)によるものをいう。) 第 35 条第 1 項及び第 4 項中「10 分の 3」を「10 分の 3. 5」に読み替え、同条第 5 項及び第 6 項中「10 分の 4」を「10 分の 4. 5」に読み替える。
- (2) 建築設計業務委託契約書(「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成 10 年 10 月 1 日付け建設省厚契発第 37 号)又は「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」(平成 10 年 10 月 1 日付け建設省営管発第 335 号)によるものをいう。) 第 36 条第 1 項及び第 4 項中「10 分の 3」を「10 分の 3. 5」に読み替え、同条第 5 項及び第 6 項中「10 分の 4」を「10 分の 4. 5」に読み替える。
- (3) 調査業務請負契約書(「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」(平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 396 号)によるものをいう。) 第 32 条第 1 項及び第 4 項中「10 分の 3」を「10 分の 3. 5」に読み替え、同条第 5 項及び第 6 項中「10 分の 4」を「10

分の4.5」に読み替える。

- (4) 設計・測量・調査等業務標準契約書（「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成8年2月29日付け港管第444号）によるものをいう。）第35条第1項及び第4項中「10分の3」を「10分の3.5」に読み替え、同条第5項及び第6項中「10分の4」を「10分の4.5」に読み替える。